

## 告 示

### 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年二月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月十六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 森 田 好 一

<p>路 線 名</p>	<p>百 四 十 号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>秩父市蒔田字高橋二五九六番三地从 から 同市蒔田字高橋二五七六番一地先ま で (ただし、関係図面に表示する部分 に限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成三十年二月十九日 (午前八時三十分)</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十九年六月 三十日付け埼玉県 秩父県土整備事務 所長告示第十六号 で告示した道路予 定区域の一部供用 開始である。 延長二四四・三二 メートル</p>